

第2期大野城市子ども・子育て支援事業計画の概要

計画策定の趣旨

第1章

平成24(2012)年8月に制定された子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域の子育て支援に関する新たな制度(子ども・子育て支援新制度)が平成27(2015)年4月から施行されました。

また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村は内閣総理大臣が定める基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、本市においても、平成27(2015)年3月に「大野城市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、子ども・子育てに対する様々な施策に取り組んできました。

第1期計画は、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間を計画期間としていることから、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とした「第2期大野城市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

新制度及び事業計画策定の目的

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大、確保
- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

計画期間

令和2(2020)年度～
令和6(2024)年度(5年間)

※必要に応じて中間年度(令和4(2022)年度)に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図る。

計画の対象

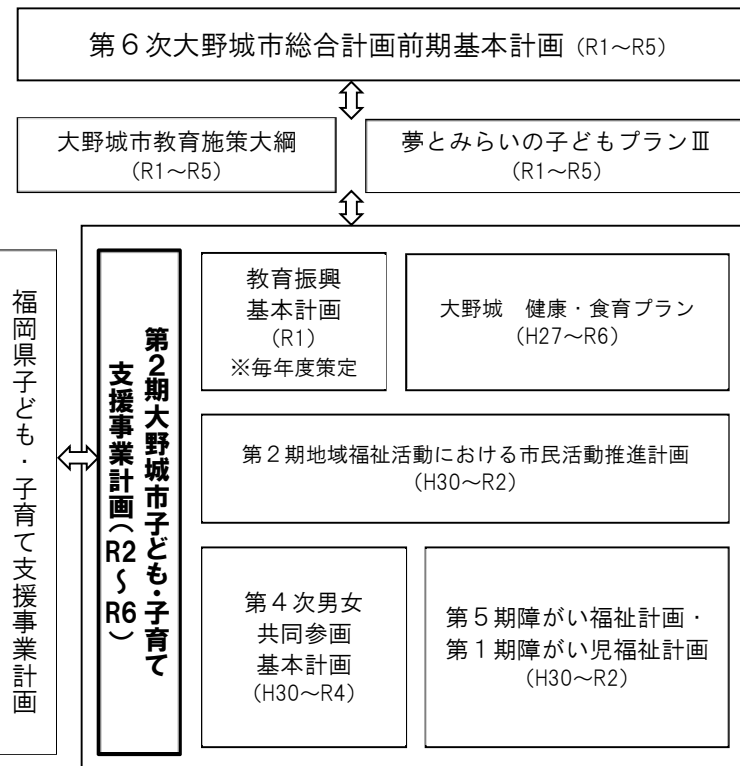
本市に住む全ての子どもとその家庭、地域住民、企業(事業所)、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは、子ども・子育て支援法第6条の規定に基づき、0歳からおおむね18歳までとします。

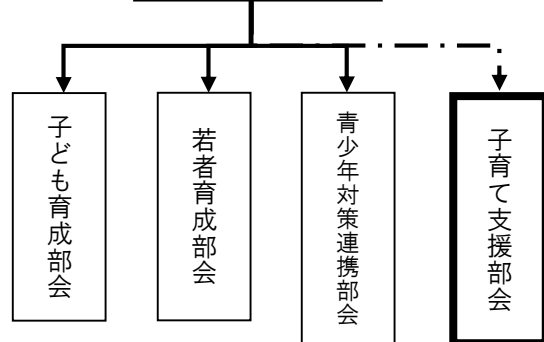
計画の位置付け

計画の策定体制及び推進体制

第1章 第8章



平成26(2014)年3月設置条例制定 / 大野城市子ども・若者育成会議 / 合議制の機関の設置(子ども・子育て支援法第77条)

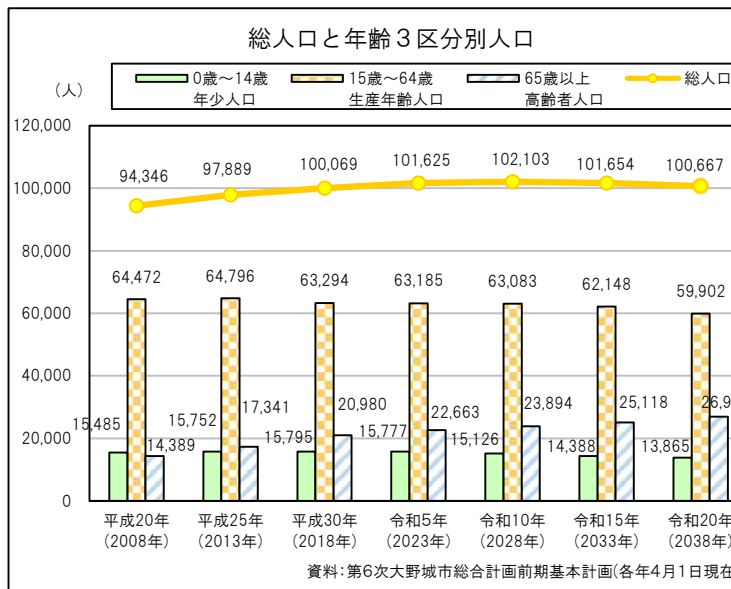


質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じた計画的な整備を行うため、行政と教育・保育の実施主体等が子育て中の保護者等の意見を聞きながら、相互に連携・協働のうえ、取り組みを進めていきます。

また、本計画の着実な推進を図るため、大野城市子ども・子育て会議である「大野城市子ども・若者育成会議」及びその専門部会である「子育て支援部会」において、実施事業の進捗状況及び計画全体の成果についてPDCAサイクルにより定期的に点検・評価を行い、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくこととします。

大野城市の子ども・子育てを取り巻く現状

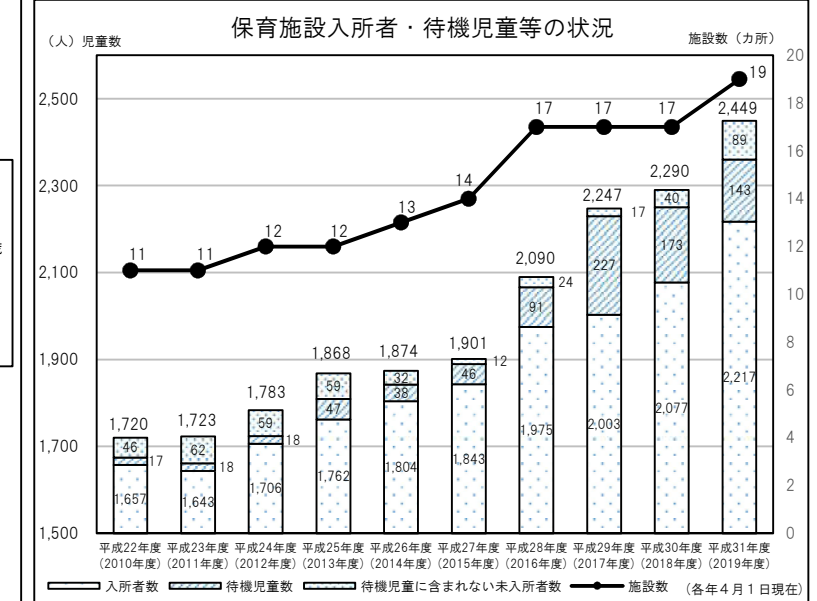
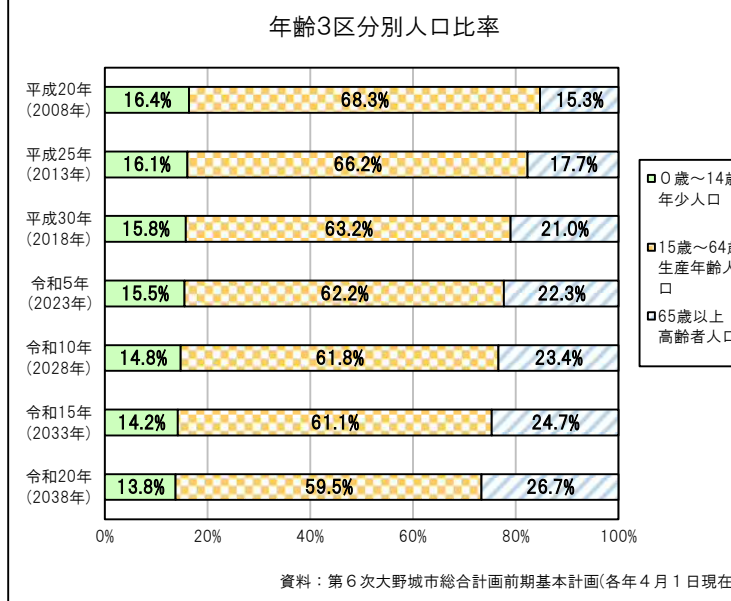
第2章



平成31(2019)年3月に策定した「第6次大野城市総合計画前期基本計画」において本市の将来人口については、総人口は、平成28(2016)年度に10万人に到達し、その後令和10年におよそ10万2千人まで増加し、その後緩やかに減少していくと見込んでいます。

また、0歳～14歳の年少人口は今後緩やかに減少していくと見込んでおり、令和20(2038)年には平成30(2018)年の15.8%より2%程度減少しているものと考えられます。

本市では、平成22(2010)年度から令和元(2019)年度にかけて年次的に保育所整備を進め、これまでに計877人の保育定員を拡充してきましたが、近年の共働き世帯の増加や人口流入の影響を受け、保育所の入所希望者が増加しており、現在も待機児童が発生しています。



子ども・子育て支援の基本的な考え方

第3章

◇基本理念



◇基本目標

- (1) 子どもの生きる力と喜びを育てる
- (2) 子育て・親育ちを支援していく
- (3) 地域全体で子どもや家庭を応援する

◇家庭・地域・事業者・行政の役割

主体	役割
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が子育てについての第一義的な責任を有する。 ○家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々となつながら持つ。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるような職場環境の整備を行う。
教育及び保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○教育及び保育施設等は、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うとともに、子育てを支援する拠点となる。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域における様々な活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育てる。 ○保護者のみならず、地域住民が子どもの活動支援や見守りに積極的に参加する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期の教育・保育の量的拡大及び質的向上を推進する。 ○地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取り組みを関係機関等と連携しながら実施する。

※元号の表示について…改元に伴い2019年(度)の和暦表示を、2019年1月から4月までの時点を表す場合は、「平成31年(度)」と表示しており、それ以外は「令和元年(度)」と表示しています。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定、
需要量の見込み及び提供体制の確保方策

第4章 第5章 第6章

		単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	提供区域	
教育・保育	1号 3～5歳 教育希望	量の見込み	人	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893	1区域 (市全域)
		確保方策	人	2,206	2,206	2,206	2,206	2,206	
	2号 4～5歳 保育希望	量の見込み	人	910	944	972	980	986	
		確保方策	人	948	1,025	1,063	1,063	1,063	
	2号 3歳 保育希望	量の見込み	人	506	517	530	528	529	
		確保方策	人	489	536	554	554	554	
	3号 2歳 保育希望	量の見込み	人	477	494	508	508	508	
		確保方策	人	452	509	519	519	519	
	3号 1歳 保育希望	量の見込み	人	479	481	486	481	476	
		確保方策	人	426	477	487	487	487	
	3号 0歳 保育希望	量の見込み	人	167	172	177	179	177	
		確保方策	人	166	197	201	201	201	
①地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人	45,700	47,200	48,700	50,200	51,700		
確保方策	カ所	3	3	3	3	3			
②利用者支援事業	量の見込み	カ所	2	2	2	2	2		
	確保方策	カ所	2	2	2	2	2		
③妊婦健康診査事業	量の見込み	回	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500		
	確保方策	実施体制：県内及び県外の医療機関（市内2カ所）							
④乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人	976	956	937	918	900		
	確保方策	実施体制：助産師11人、エンゼルサポーター5人、保健師11人							
⑤養育支援訪問事業	量の見込み	実件数	人	40	40	40	40	40	
		延件数	人	500	500	500	500	500	
	確保方策	実施体制：ホームヘルパー16人、事務員1人							
⑥子育て短期支援事業	量の見込み	人	1	1	1	1	1		
	確保方策	ファミリー・サポート・センター事業にて対応							
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み	人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
	確保方策	人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
⑧一時預かり事業	保育所型	量の見込み	人	7,455	7,455	7,455	7,455	7,455	
		確保方策	人	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	
	幼稚園型	量の見込み	人	51,220	51,220	51,220	51,220	51,220	
		確保方策	人	51,220	51,220	51,220	51,220	51,220	
⑨時間外保育事業	量の見込み	人	470	475	480	485	490		
	確保方策	人	503	503	503	503	503		
⑩病児・病後児保育事業	量の見込み	人	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145		
	確保方策	人	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440		
⑪放課後児童健全育成事業	小1～3	量の見込み	人	948	934	933	933	940	10区域 (小学校) ※数値は 全区域合計
		確保方策	人	948	934	933	933	940	
	小4～6	量の見込み	人	149	145	145	146	145	
		確保方策	人	149	145	145	146	145	
⑫実費徴収に 係る補給 を行う事業 を 行う 事業 付	保育所	量の見込み	人	300	300	300	300	300	1区域 (市全域)
		確保方策	人	300	300	300	300	300	
	幼稚園	量の見込み	人	190	190	190	190	190	
		確保方策	人	190	190	190	190	190	

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び提供体制の確保方策のうち、確保方策が不足するのは、表中の網掛け部分で、「教育・保育」における令和2（2020）年度の2号3歳児17人、3号2歳児25人、1歳児53人、0歳児1人の計96人、令和3（2021）年度の3号1歳児4人となり、待機児童が発生する見込みです。

市では、令和2（2020）年度に認可保育所や小規模保育施設を新設するほか、既存の認可保育所の分園等を進めることなどにより、令和4（2022）年度までに保育所待機児童の解消を図ることとし、教育・保育施設の利用定員の確保を行ってまいります。

教育・保育の一体的提供の推進

第5章

乳幼児期の子どもの発達は、連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設等から小学校への入学時期について、子どもの発達状況等を十分に把握した上で、一人一人の子どもの状況に応じた子育て支援につなげていくことが求められます。

本市では、「大野城市保育所（園）長・幼稚園長・小学校長合同会議」を設置し、小学校への円滑な入学に向けた協議を行い、連携体制の強化に取り組んでおり、引き続き、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けての取り組みの推進を図る必要があります。

子ども・子育て支援関連施策の推進

第7章

施策	主な事業
児童虐待防止対策の充実	①子ども相談センターの体制強化 ②児童虐待などに関する情報の一元化及び共有化の推進 ③市要保護児童対策地域協議会運営体制の強化 ④子育て世代包括支援センターの運営
ひとり親家庭の自立支援の推進	①児童扶養手当 ②ひとり親家庭等日常生活支援事業 ③母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ④母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ⑤ひとり親家庭等医療費助成事業 ⑥ひとり親家庭等相談事業 ⑦母子・父子自立支援プログラム策定事業 ⑧ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
障がい児施策の充実	①障害福祉サービス及び相談支援 ②自立支援医療（育成医療、精神通院医療） ③補装具費の支給 ④地域生活支援事業 ⑤療育事業等
仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	①子育て応援宣言企業や子育て支援の店への登録の働きかけ、育児休業や介護休業などの法制度の周知やワーク・ライフ・バランスの啓発 ②多様な保育サービスの実施、ファミリー・サポート・センター事業の充実 ③女性の社会進出の必要性についての啓発と女性の就職や起業に関する学習機会の充実、男性の家事・育児への参画を促していくための講座の開催

第2期計画策定のポイント

（1）待機児童の解消

市では、平成22（2010）年度から令和元（2019）年度にかけて保育所整備を進め、計877人の保育定員を拡充してきました。（本編P10）

令和4（2022）年度には待機児童の解消を目指しています。（本編P30～P33）

（2）幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年10月から、子ども・子育て支援法等が改正され、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を目的に、就学前の子どもの教育・保育及び地域の子育て支援にかかる幼児教育・保育の無償化が施行されました。（本編P5）

（3）子育て世代包括支援センターの取り組み

平成31（2019）年4月に、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から出産、就学前の子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師等が専門的な見地から切れ目のない支援を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、包括的な支援を実施しています。（本編P14）